

# 静岡ヴェルディ合唱団 規約

2011年4月より施行

## (名称)

### 第1条

本団体は、静岡ヴェルディ合唱団と称する。

本部所在地は 静岡県静岡市葵区北安東 1-26-3 仲戸川宅とする。

## (目的及び事業)

### 第2条

本団体は、音楽（コーラス）を通して、団員相互の親睦を図り、笑顔を忘れずに音楽を純粋に楽

しむ事を目的とする。

### 第3条

本団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 音楽（コーラス）の普及・向上
- (2) ボランティア活動
- (3) その他前条の目的達成のために必要な事業

## (団員)

### 第4条

本団体は、第2条の目的に賛同するものをもって組織する。

但し、本団員が第2条の目的に反する言動が生じた場合、役員会の議決の下、団員の資格を失う事がある。

## (団員登録)

### 第5条

本団員は、参加申込書を提出し、会費を納めた時点で本団体への登録が完了する。  
休団の規定は次とする。

- (1) 期間は3ヶ月以上最長6ヶ月までとする。
- (2) 休団を希望する場合は休団届けを代表に提出する。
- (3) 団費は、休団届けを提出した翌月より免除される。
- (4) 3ヶ月未満の休団は、原則認めない。

## (役員)

### 第6条

本団に次の役員を置く

- |         |  |
|---------|--|
| 代表      | 1名：本団を代表するとともに、総会・役員会・コンサートの実行委員会を招集できる。 |
| 事務局     | 若干名：代表を補佐し、代表に事故があった時、代理を務める。            |
| 会計      | 2名：本団の会計を司る者、コンサート会計を司る者。                |
| 会計監査    | 1名：会計を監督する。                              |
| パートリーダー | 4名：各パートを総括し本団の運營業務に携わる。                  |

本団に次の係を置くことができる。

パートマネージャー 若干名：パートリーダーを補佐し、パート内の事務的業務に携わる。

その他本団が必要と認める係 若干名

## 第7条

コンサート実行委員は、その都度、全団員の中より選出することとする。

### (役員会)

## 第8条

役員会は代表の招集により開催する。

代表はパートマネージャーその他の係に役員会への出席を求めることができる。

5人以上の役員が必要と認めた場合は、役委員会の、開催を招集することができる。

役員会は、役員の2分の1以上の出席で成立し、出席役員の過半数により議決する。

### (団費)

## 第9条

本団体の会費は、次のとおりとする。

- (1) 月額 5,000 円とする。
- (2) 遠距離団員（掛川以西、三島以東）は、月額 3,000 円とする。
- (3) 学生団員は、月額 3,000 円とする。
- (4) オンラインリモートで練習参加は、月額 4,000 円とする。
- (5) 初めての方に限り、第1回目の参加は無料とする。
- (6) 退団の際の団費は、その月に一度でも練習に参加した場合は、全納とする。

### (規約改正)

## 第10条

この規約の改正は、役員会で行う。

### (会議)

## 第11条

本団体は、その目的達成のために次の会議を持つ。

- (1) 役員会
- (2) コンサート実行委員会
- (3) その他

## 第12条

総会は、年度始めに開く。

- (1) 本団体運営の基本方針
- (2) 予算と決算
- (3) 事業報告
- (4) その他重要事項
- (5) 総会は、団員（休団者を除く）の過半数の出席（委任状によるものを含む）をもって成立し、出席者の議決権の過半数により決議する。
- (6) 役員・係の承認。

### 臨時総会

- (1) 本団の活動において緊急に団員の是非を問う

(2) 議決権の過半数を定足数とし、出席者の議決権の過半数により決議する。

### **(会計)**

#### **第 13 条**

本団体の会計は団費とその他の収入により、運営される。

#### **第 14 条**

本団費は第 9 条に基づく。

#### **第 15 条**

本団体の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### **(慶弔規定)**

#### **第 16 条**

団員が死亡した場合、香料 10,000 円を供し、弔意を表す。

### **改正履歴**

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

平成 23 年 12 月 1 日 一部 (第 16 条) 改正

平成 24 年 10 月 18 日 一部 (第 8 条、第 12 条) 改正

平成 26 年 4 月 10 日 一部 (第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 16 条) 改正

平成 27 年 5 月 14 日 一部 (第 5 条) 改正

平成 28 年 5 月 26 日 一部 (第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条) 改正

令和 3 年 11 月 1 日 一部 (第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条) 改正

以上